コークス購入仕様書

（一般）

第１条　本仕様書において購入するコークスは、大阪府北部流域下水道事務所の水みらいセンターにおいて、溶融炉の運転に使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第２条　受注者は、コークスの納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第３条　本仕様書に基づき納入するコークスは、納入時の品質が下表に掲げる項目に応じて、それぞれ同表に定める規格に適合すること。

項目	規格	試験方法	採取回数
粒　　度	３０㎜～１００㎜	JIS K2151.5 コークス類の試験方法	納入期間中に 各月1回
灰　　分	１１．０％以下	JIS M8812 石炭及びコークス類の工業分析方法	納入期間中に 3回
揮　発　分	１．０％以下	JIS M8812 石炭及びコークス類の工業分析方法	納入期間中に 3回
全 硫 黄 分	０．７％以下	JIS M8813またはM8819 コークス類の元素分析方法	納入期間中に 各月1回
固 定 炭 素	８８．０％以上	JIS M8812 石炭及びコークス類の工業分析方法	納入期間中に 3回
水　　分	４．０％以下	JIS M8820 全水分測定法	納入期間中に 各月3回

（品質の検査）

第４条　受注者は、納入を開始するまでに前条に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。

２　前項の分析試験結果書は、公的な試験機関又は計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所において提出日より６ヶ月以内に発行されたものに限る。

３　受注者は、発注者が指定した日に中央水みらいセンターのコークスバンカーより試料を採取し、前条の品質規格等に適合していることを確認するための試験を行なうものとする。なお、採取する回数は第3条表中の採取回数によるものとする。

４　受注者は、溶融炉の運転上必要なため、品質規格とは別にコークスの発熱量を測定するものとする。ただし、採取回数は契約期間中に１回とする。

５　受注者は、灰分中のカルシウム・シリカ・カドミウム・六価クロム・水銀・セレン・鉛・砒素の含有率を測定するものとする。ただし、採取回数は契約期間中に1回とする。

６　受注者は、前条の品質規格等に適合しないコークスを納入したことが分析試験結果

書において確認できたときは、溶融炉で生じた運転上の不具合等を解消するための措置を講じなければならない。

（納入）

第５条　納入場所は、下表のとおりとし、発注者の指示するコークスバンカーに納入すること。

納入場所	住　所
中央水みらいセンター	茨木市宮島三丁目１－１

２　受注者は、納入に先立って発注者に納入日時の指定を受け、その指示された日時にコークスを納入しなければならない。納入日時は、日曜日を除く毎日の午前中とする。ただし、緊急時はこの限りではない。なお、発注者の指示どおり物品を納入できないとき又は納入できない恐れがある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

３　納入数量は1回当たり１０トン程度とし、ダンプトラックにて行うこと。

４　納入時の受入設備付近の飛散及びこぼれ等による汚れは受注者において清掃すること。

５　受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。

（１）　納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の選任

（２）　運搬経路図

（３）　計量証明事業登録証（質量）、計量器検査成績書（２年以内に発行されたものに限る。）の写し

（４）　受注者及び製造会社等の休日表

（５）　緊急時の連絡体制表

（６）　納入手順書

（７）　分析試験結果書

（８）　別途、発注者が求めるもの

６　受注者は、前項第６号の納入手順書を、発注者と協議のうえ作成し、これに基づいて作業を行うものとする。なお、使用する車両は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 15 の規定による車種規制適合車等であること。

７　受注者は、納入の都度、計量証明書（第３項第３号の計量証明事業登録証に記載されている計量所において計量したものに限る。）、及び納品書または送付書を提出しなければならない。

８　取扱責任者は、納入に当たり、発注者と受入装置、受入方法及びその他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けた者でなければならない。

９　納入場所における事故について、遅滞なく発注者に届け出するとともに、受注者の責任において解決すること。また、本府施設に損傷を与えた場合は、発注者に届け出するとともに、受注者が現状復旧すること。

（納入の検査）

第６条　受注者はコークスを納入したときは、品名、数量等を記した納品書を提出するととも

に、発注者の検査を受けなければならない。

２　受注者は前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに自己の費用をもってこれに適合する他品と取り替えなければならない。この場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償の発生が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

３　受注者は、前項の規定による取り替えを行ったときは、発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、前２項の規定を準用する。

４　第１項及び第３項の検査に要する費用は受注者の負担とする。

（購入予定数量）

第７条　コークスの購入予定数量は４，８４０トン、月間最大購入予定数量は４００トンとする。なお、溶融炉の運転状況等により、購入数量は変動する。

（納入代金の請求）

第８条　受注者は、第６条の検査に合格したコークスを納入したときは、数量を１か月毎に集計し、契約金額を乗じた額（計算過程で生じた１円未満の端数は切り捨てるものとする。）の支払を発注者に請求することができる。

（履行期間）

第９条　履行期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日とする。
ただし、納入開始は平成 26 年 6 月 1 日からとする。

（緊急時の対応）

第１０条　溶融炉の運転上緊急に納入を依頼又はキャンセルする場合があるので、受注者は緊急連絡先を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。

（契約の解除）

第１１条　納入されたコークスを使用することにより、溶融炉の安定運転に支障を生じる事態が発生し、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なく受注者が直ちに措置を講じないとき、発注者はこの契約を解除することができる。

（疑義等の決定）

第１２条　この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は発注者及び受注者協議のうえこれを定める。